

【多様性が広がるまち】

市民一人ひとりが互いの個性や多様性を認め尊重し、性自認や性的指向にかかわらず、誰もが自分らしく暮らせる社会の実現を目指します。



パートナーシップ制度とは

パートナーシップ制度とは、法律上同性婚が認められない中で、自治体が独自に導入している制度です。同性同士などのカップルが、お互いを人生のパートナーとして、継続的に協力し合うことを約した二者間の関係(パートナーシップ)について、村上市に届出を行い、それを証明する制度です。

ファミリーシップ制度とは

ファミリーシップ制度とは、パートナーシップ制度に届出をした方の3親等以内の親族等で、パートナーシップにある者と生計が同一である関係(ファミリーシップ)について、村上市に届出を行ない、それを証明する制度です。

届出・問合せ 村上市市民課生活人権室
TEL:0254-53-3363(直通)

様々なサービスが受けやすくなります

■市のサービス

- ①市営住宅の入居の申込み
- ②障がいのあるパートナー等のために使用する軽自動車税の減免
- ③保育園の入園申込み
- ④犯罪被害者遺族見舞金(遺族として申請可能)
- ⑤住民票への表記

■民間サービスの例

- 携帯電話の家族割
- 自動車保険の運転者限定特約
- 生命保険の受取人
- 住宅ローンの収入合算 など